

受託人件費単価規程

株式会社ハローG

令和2年4月1日改定適用

1. 目的

この規定は、株式会社ハローGが受託するリサーチ関連業務に関し、役務提供時の人件費単価を定めるものである。

2. 受託人件費単価

単位：円

| 職務区分 | 基準日額単価 | 基準時間単価 |
|-------|--------|--------|
| 取締役 | 80,000 | 10,000 |
| 主席研究員 | 50,000 | 6,250 |
| 主任研究員 | 40,000 | 5,000 |
| 研究員 | 25,000 | 3,125 |
| 調査員 | 18,000 | 2,250 |

※基準日額単価および基準時間単価は標準単価であり、その事業における業務量・難易度等により調整することがある。